

毎週火、金曜日発行(但休日と当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二号の規定により、肥料登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一号の規定により告示する。

昭和三十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇告示 肥料登録の有効期間の更新
肥料の登録の失効
肥料の検査の結果公表

登録番号	肥料の名称	保証成分量%			生産者の住所氏名
		窒素	りん酸	加里	
鳥取県第二号	五、三なたね油かす	五・三	二・四	一・二	倉吉市余戸谷町三〇八二 妻 藤 武 夫
第一号	五、四	五・四	二・五	一・三	東伯郡東伯町字浦安一五五 太 田 信 吉
第四号	五、五なたね油かす粉末	五・五	二・三	一・五	〃 羽合町字久留三二一 山 下 忠 勝
第五号	五、三なたね油かす	五・三	二・〇	一・〇	、気高郡青谷町字青谷三一五五 國 田 泰 藏

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第八六号	第八七号	第八八号	第九〇号	第九六号	第九九号	第一〇〇号	第一三一号	第一〇八号	第一一四号	第一一六号	第一二四号
五、三	五、三	五、三	五、三	四、五	五、二	四、九	八、七	五、三	五、〇	五、六	五、三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八、七	五、三	五、〇	五、六	五、三
五、三	五、三	五、三	五、三	四、五	五、二	四、九	八、七	五、三	五、〇	五、六	五、三
二、三	二、三	二、〇	二、〇	二、〇	二、一	二、〇	一、五	二、三	二、五	二、三	二、三
一、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、三	一、〇	〇	一、三	一、三	一、二	一、三
鳥取市久米三 小林勘二	〃 南本寺一 沢住夫	〃 行徳三七〇の一 井博	〃 日野郡江府町字江尾一九七二の二 岡田寛史	八頭郡河原町字天神原二五六の一 坂本春美	〃 那家町字池田二七七 田茂	〃 用ヶ瀬町字宮原三七の一〇 坂本昇	米子市旗ヶ崎五七八 日本レイヨン株式会社米子工場 伊藤幸男	西伯郡岸本町字大殿五四三 吉川岩子	岩美郡岩美町字岩井三四五 山口はる絵	西伯郡中山町字塩津八三二 朝倉倉	気高郡鹿野町鹿野一六二八 岡田やす子

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第一〇号	第一二号	第一四号	第二二号	第三一号	第四六号	第五二号	第六一号	第六九号	第七八号	第八〇号	〃
五、〇	五、〇	五、一	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五、〇	五、〇	五、一	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	〃
二、〇	二、〇	二、二	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	〃
一、〇	一、〇	一、〇	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	〃
鹿野町寺内一三七の二 勝谷農業協同組合 組合長理事 藤原源吉	日野郡日南町字茶屋二二九五 白根根武治	〃 日野町字津谷四〇三 内関寿	東伯郡東伯町字徳万五〇六 田中隆、寿	〃 北条町字岩原三一七 岩也栄	倉吉市別所三六二 松井時太郎	東伯郡赤碓町字光二七五 豊嶋順一	倉吉市岡田一五八の三 米田実	東伯郡三朝町本泉二九七の二 山崎孝敬	〃 羽合町橋津一三五 宮崎捷一	八頭郡智頭町字木原三〇 佐々木通元	〃

第一五四号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	西伯郡淀江町淀江三〇	鈍	義	輝
第一六一号	四、五	四・五	二・〇	一・〇	岩美郡岩美町大字浦富一九〇七の一	浦富農業協同組合	山	内
第三三八号	高城麦尿素複合	一〇・五	一〇・二	二・五	倉吉市上福田四八二	高城農業協同組合	吉	田

鳥取県告示第五百十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第二号の規定により、肥料の有効期間を更新したので、第十六条第一号の規定により告示する。

昭和三十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	全窒素量	りん酸量	全加里量	生産者の住所氏名
鳥取県第三〇号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	東伯郡大栄町由良宿一八五〇 吉野久吉
第一三七号	五、三	五・三	二・三	一・三	西伯郡西伯町法勝寺四二二 法勝寺農業協同組合 組合理事 杉山重治
第一四五号	五、二	五・二	二・二	一・三	米子市道笑町四丁目一 細木義文

第一五二号	五、二なたね油かす	五・二	二・二	一・三	西伯郡会見町市山八八五	岡	田	武	幸
第二三五号	五、〇	五・〇	二・〇	一・〇	日野郡日南町多理二六四	倉	間	克	雄
第二三九号	五、〇なたね油かす粉末	五・〇	二・〇	一・〇	鳥取市東品治町一九の五	鳥取県経済農業協同組合連合会	三	橋	誠
第三〇七号	五、四なたね油かす	五・四	二・三	一・三	岩美郡岩美町新井二八五	複	本	康	介
第三〇八号	五、三	五・三	二・三	一・三	東伯郡北条町了原三七五	三	谷	逸	子
第三一五号	五、六なたね油かす粉末	五・六	二・三	一・二	大栄町西園九五二	有限会社 協和製油	飯	田	卷

鳥取県告示第五百十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条第二号の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	全窒素量	りん酸量	全加里量	生産業者の住所氏名

鳥取県告示第五百十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十七年三月より七月までに実施した次の肥料の検査結果を同条第五項の規定により公表する。

昭和三十七年九月十四日

(三月分)

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県第 七号	五、〇なたね油かす	五・〇	二・〇	一・〇	気高郡気高町宝木八九八の一 宝木農業協同組合 組合長理事 竹本 武
〃 第 八号	五、五	五・五	二・〇	一・〇	気高郡気高町宿三七 堀 尾 英 顕
〃 第 一九号	五、三	五・三	二・〇	一・〇	米子市灘町二丁目七五 松 本 広 雄
〃 第 五五号	五、三	五・三	二・三	一・三	西伯郡中山町樋口一 木 村 一 男
〃 第 一三三号	七、〇魚かす粉末	七・〇	六・〇	一	兵庫県城崎郡香住七三六 片 村 文 男
〃 第 二二九号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	東伯郡大栄町津原四三 山 田 寿 明
〃 第 一五五号	五、三	五・三	二・三	一・三	西伯郡大山町上方一三三五 高麗農業協同組合 組合長理事 諸遊 康 英

肥料の種類

保 証 票 添 付 者

検査点数

うち不合格点数

硫酸アシモニア

宇部興産株式会社

一

〇

尿 素

協和醗酵株式会社

一

〇

第一種複合肥料

鳥取県中央農業協同組合連合会
窒磷加肥料工業株式会社
以西農業協同組合

八

〇

窒磷加肥料工業株式会社

三

〇

以西農業協同組合

三

〇

伊藤製油株式会社

一

〇

加藤製油所

一

〇

(四、五月分)

ひまし油かす粉末

住友化学工業株式会社

一

〇

大豆油かす粉末

昭和電工株式会社

一

〇

硫酸アシモニア

新日本窒素肥料株式会社

一

〇

右 灰 窒 素

住友化学工業株式会社

一

〇

硫酸 加里

日産化学工業株式会社

三

〇

第一種複合肥料

庁倉チツカリン株式会社

三

〇

窒磷加肥料工業株式会社

五

〇

鳥取県中央農業協同組合連合会

五

〇

以西農業協同組合

一

〇

